

令和7年度奈良県主任相談支援専門員研修 実施要項

1 目的

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得するとともに、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす者を養成することを目的とする。

※研修制度の改正について

令和2年度より、相談支援専門員研修の制度が改正されました。制度改正の詳細については、県地域包括支援課のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

(<http://www.pref.nara.jp/item/220052.htm#moduleid94706>)

2 主催者：奈良県（委託先：株式会社 パソナライフケア）

3 受講期間及び受講方法

受講期間：令和7年12月中旬～令和8年2月26日（木）

〈スケジュール〉

受講期間			受講方法
【講義】		令和7年12月中旬ごろ （配信期間：2週間程度） ※配信期間内に視聴してください。	Web 配信による 講義映像視聴 （合計6時間）
【演習】	第1日目	令和8年1月19日（月）9:30～17:30（予定）	奈良県社会福祉総合 センターにて グループワーク
	第2日目	令和8年2月3日（火）9:30～17:30（予定）	
	第3日目	令和8年2月13日（金）9:30～17:30（予定）	
	第4日目	令和8年2月26日（木）9:30～17:30（予定）	

※ご自身による Web 配信の講義視聴が難しいかたは、事務局で用意する会場で視聴頂きます。

（日時・場所については後日連絡いたします。また、定員には限りがあり、ご希望に添えない場合がございますので、出来る限り Web 配信での視聴をお勧めいたします。）

※お車でのご来場は控えください。

4 研修対象者

奈良県内において、障害児者に関する相談等の業務に従事している者で、障害児者への相談支援業務に関し十分な知識と経験を有する相談支援専門員のうち、次の(1)～(4)の要件を全て満たす者で奈良県が認める者。

(1) 相談支援従事者初任者研修を修了後 5 年以上、かつ相談支援従事者現任研修を修了後 3 年以上、下記に掲げるいずれかの業務に従事した者。

※実務経験はWEB講義開始前日まで算定できます。

- ・障害児相談支援(障害児支援利用援助及び継続障害児支援利用援助)
- ・基本相談支援
- ・地域相談支援(地域移行支援及び地域定着支援)
- ・計画相談支援(サービス利用支援及び継続サービス利用支援)

(2) 現在、委託相談支援事業所(地域生活支援事業)、または指定特定相談支援事業所において従事している者で、地域において障害者相談支援に関する指導的役割を担っている者若しくは一年以内に担う予定のある者で、市町村が適当と認める者。

(3) 奈良県相談支援従事者初任者研修で行う実習受入や受講生への指導に協力できる者。

(4) 本研修修了後、地域自立支援協議会や市町村に対し、修了情報として修了者の氏名、所属事業所等の情報提供をすることに同意できる者。

5 研修定員

30 名程度(各市町村より1名程度)

6 受講の申込手続きの流れ

受講希望者

研修の受講及び市町村の推薦を希望する場合は、受講希望者の所属事業所から、所管の市町村担当窓口へ「令和7年度奈良県主任相談支援専門員研修受講申込書兼推薦依頼書」(様式1)及び「承諾書」(様式2)を郵送にて提出してください。

提出締切:9月30日(火)17時必着

郵送先:「奈良県主任相談支援専門員研修 市町村担当窓口一覧」(別紙)を参照すること。

※郵送する際、必ず市町村担当窓口にて電話にて、その旨を連絡すること。

(申込にあたっての留意事項)

- ① 申込をもって受講決定ではありませんのでご注意ください。
- ② 受講決定後の受講者の差し替えは一切認められません。
- ③ 当該研修を修了することで、相談支援従事者現任研修(以下、現任研修)を修了したこととみなすことができます。令和7年度中に、いずれかの研修を修了しなければ資格が失効する者は、10月上旬より募集開始予定の現任研修にも受講申込をしてください。(当該研修の受講が決定した場合は、現任研修の受講申込をキャンセルすることが可能です。)

市町村

市町村は、管内の相談支援体制を考慮した上で、当該研修を受講することが適当と認める者を奈良県に推薦するものとする。複数名推薦する場合は必ず優先順位を設定すること。受講希望者より提出のあった様式1をもとに、「令和7年度奈良県主任相談支援専門員研修 市町村推薦書」（様式3）を作成。様式1（写し）と様式2（原本）を奈良県地域包括支援課へ郵送、及び様式3（エクセルデータ）をメール送信してください。また、当該研修を受講することが適当と認められない者がいる場合は、その者にその旨を通知すること。

なお、推薦者がいない場合、または受講希望者がいない場合は、様式3の「推薦該当者なし」にチェックの上、地域包括支援課に様式3（エクセルデータ）のみメール送信してください。

提出締切：10月15日（水）17時必着

郵送先：〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県 福祉保険部 地域包括支援課

福祉人材確保・育成係 田村

データ送付先：fukushijinzhai@office.pref.nara.lg.jp

7 受講者の決定

市町村推薦の有無及び優先順位、実務経験・年数、地域バランス等を勘案して、受講の決定をします。受講決定通知は11月上旬頃に当該研修の受託会社である株式会社パソナライフケアから送付する予定です。

8 修了証書等

研修の全課程（講義（合計6時間）＋演習4日間）を修了後に修了証書を交付します。

※遅刻、早退、途中で講義を抜けた場合は欠席とみなします。

※研修中に、居眠り、グループワークへの不参加、その他受講態度が不適切であると主催者が判断した場合は、退出していただくことがあります。また、その場合は修了証書を交付いたしません。

※オンラインで受講の際は通信環境・端末等による接続不良などないように、受講環境を整えてください。

※修了証書は、申込時の氏名（文字）で印字されますので、ご注意ください。

※主任相談支援専門員加算（Ⅰ）300単位、（Ⅱ）100単位の算定等については、事業所が所属する市町村にお問い合わせください。

9 受講料

15,000 円

※受講決定通知の送付時に受講料の振込案内をお知らせいたします。振込期日までに入金がなかった場合、受講申込は無効となりますのでご注意ください。

※受講料には、テキスト等資料のダウンロード代、Web 配信による講義視聴準備に係る費用や通信費、研修会場までの交通費、昼食代は含まれませんので、受講者側でご負担ください。

10 受講にあたっての注意事項

・インターネットに接続でき、Excel・Word が使用できるパソコンが必要です。

※勤務先、又は自宅で受講できる環境を整えてください。

・視聴の際には通信料が発生しますので、可能であれば通信制限のない環境での視聴をおすすめいたします。

・お申込前に受講できる環境があるか必ず確認してください。

11 中止変更および感染症に係る留意点について

- ・自然災害等により研修を中止せざるを得ない状況が発生した場合は、当日午前8時までに奈良県障害福祉サービス人材育成研修事業ホームページにおいて研修中止のお知らせを掲載いたします。
- ・感染症等の蔓延状況により、集合による演習を中止・延期・オンラインに変更する場合があります。
- ・集合研修（演習）受講の際は、以下の点にご留意ください。

- (1) 体温が37.5℃以上の場合は研修参加を自粛するとともに、その旨を事務局まで連絡下さい。
- (2) 研修当日はマスクの持参・着用をするとともに、こまめに手洗いや手指消毒など、感染症等の感染拡大の防止にご協力ください。
- (3) 研修受講中に、風邪等の症状や倦怠感を感じた場合は、直ちに事務局へ報告してください。
- (4) 状況によっては、ご帰宅の依頼をすることがありますので予めご了承ください。
- (5) 会場内の窓やドアを開け、可能な限り換気を行いながら研修を実施します。暑さ、寒さに対応できる服装でお越しください。
- (6) その他不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

【研修の受講手続き及び研修内容に関するご質問】

奈良県 福祉保険部 地域包括支援課

福祉人材確保・育成係 田村

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

TEL:0742-27-8039 （平日 8:30～17:00）

FAX:0742-26-1015